

障がい福祉サービス（居宅介護等）重要事項説明書

《令和6年4月1日現在》

1、事業者の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 川棚町社会福祉協議会
(2) 法人所在地 長崎県東彼杵郡川棚町下組郷338番地57
(3) 電話番号 0956-82-2121
(4) 代表者氏名 会長 岬 常 春
(5) 設立年月 昭和57年5月17日

2、事業所の概要

(1) 事業所名及び所在地等

名 称	川棚町社会福祉協議会 訪問介護事業所
所 在 地	長崎県東彼杵郡川棚町下組郷338番地57
電 話 番 号	0956-82-2121
事業所の指定番号	平成18年10月1日指定 長崎県 第4211210002号
サービスを提供する地域	川棚町の区域

(2) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者 (他事業所同職兼務)	1名		事業所の従事者の管理、調整業務 の実施状況の把握、その他管理	1名
サービス提供責任者 (訪問介護員兼務)	1名		居宅介護等の利用申込に係る調 整、居宅介護等計画・請求業務	1名
訪問介護員 (内1名はサ責兼務、非常勤 1名は他事業所兼務)	3名	3名	居宅介護等	6名

(3) 営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日 (1月1日から3日は休業)
受 付 時 間	午前8時30分～午後5時15分まで
サービス提供時間	午前7時30分～午後9時00分まで

★連絡先 電話0956-82-2121

3、サービス内容

(1) 居宅介護

- ①身体介護：食事・入浴（清拭を含む）・排泄など身体にかかわる介助を行います。
- ・食事介助・・・食事の介助
 - ・入浴介助・・・入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）の介助
 - ・排泄介助・・・排泄の介助、おむつ交換
 - ・体位交換・・・体位の交換
 - ・通院介助・・・通院の介助
- ②家事援助：調理・洗濯・掃除などの生活の援助を行います。
- ・調 理・・・食事の用意

- ・ 掃 除・・・居室の掃除
(普段使用していない居室の掃除や庭の草取り等は出来ません)
- ・ 洗 濯・・・衣類の洗濯
- ・ 買 い 物・・・日常生活に必要となる物品の買い物
(預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。)

※預貯金の引き出しや預け入れは出来ません。

※利用者の方以外の方の調理や洗濯、掃除などは原則として行いません。

※嗜好品(酒・たばこ)の購入は出来ません。

③相談・助言・・・介護や生活に関することの相談及び助言を行います。

(2) 重度訪問介護

(※全身性障がいがある方など常時介護を要する方を対象としたサービスです。)

身体介護、家事援助、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動中の介護を行います。

4、利用料等

※やむを得ない理由で、かつ利用者の同意を得て2名で訪問した場合は、2名分の料金となります。

(1) 居宅介護(日中時間帯午前8時～午後6時までの間)

○身体介護及び通院等介助

派遣時間	基本料金	
	・身体介護 ・通院等介助(介護あり)	・通院等介助(介護なし)
30分未満	256円	106円
30分以上1時間未満	404円	197円
1時間以上1時間30分未満	587円	275円
1時間30分以上2時間未満	669円	345円
2時間以上2時間30分未満	754円	414円
2時間30分以上3時間未満	837円	483円

○家事援助中心型

派遣時間	基本料金
30分未満	106円
30分以上45分未満	153円
45分以上1時間未満	197円
1時間以上1時間15分未満	239円
1時間15分以上1時間30分未満	275円
1時間30分以上1時間45分未満	311円

※特別の需要がある場合は、基本料金に対して、早朝(午前7時30分～午前8時)、夜間(午後6時～午後9時)は25%増しとなります。

(2) 重度訪問介護

派遣時間	基本料金
1 時間未満	1 8 6 円
1 時間以上 1 時間 3 0 分未満	2 7 7 円
1 時間 3 0 分以上 2 時間未満	3 6 9 円
2 時間以上 2 時間 3 0 分未満	4 6 1 円
2 時間 3 0 分以上 3 時間未満	5 5 3 円
3 時間 3 0 分以上 4 時間未満	7 3 6 円

※特別の需要がある場合は、基本料金に対して、早朝（午前 7 時 3 0 分～午前 8 時）、夜間（午後 6 時～午後 9 時）は 25%増しとなります。

◎その他加算

初回加算	2 0 0 円 / 月
緊急時対応加算	1 0 0 円 / 月
利用者負担上限額管理加算	1 5 0 円 / 月
特定事業所加算（Ⅱ）	基本料金に 10%加算
特別地域加算	基本料金に 15%加算

※初回加算とは、過去二月に居宅介護等を利用されていない場合にも発生します。

※緊急時対応加算とは、計画に位置付けされていない居宅介護等を、利用者または家族から要請を受け 2 4 時間以内に行った場合に限ります。

(3) 利用者負担に関する月額上限

1 カ月あたりのサービス利用にかかる負担金は、所得に応じて 6 区分の月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

区 分	世帯の収入状況	1 カ月の負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得 1	市町村民税非課税世帯でサービスを利用する本人の収入が 80 万以下の方	0 円
低所得 2	「低所得 1」以外の市町村民税非課税	0 円
一 般 1	市町村民税課税世帯（所得割 2 8 万円未満） ※居宅で生活する障がい児の保護者	4, 6 0 0 円
	市町村民税課税世帯（所得割 1 6 万円未満） ※居宅で生活する障がい者本人	9, 3 0 0 円
一 般 2	上記以外	3 7, 2 0 0 円

(4) 料金の支払い方法

毎月 1 0 日までに利用料請求書をお渡しします。指定の口座に毎月 2 6 日までに請求額をご用意ください。2 7 日に利用料を振替（引落し）いたします。振替確認後領収証を発行いたします。

(5) 交通費

訪問介護員の派遣に要した交通費は無料です。

(6) キャンセル料

キャンセル料は発生しません。急なキャンセルの場合は、至急ご連絡ください。

(連絡先 電話 0956-82-2121)

(7) その他

- ①サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気等の費用は利用者のご負担になります。
- ②特定の訪問介護員の指名はできません。
- ③訪問介護員の車両を利用した受診等の外出はできません。
- ④外出支援等にかかる交通費は利用者のご負担になります。
- ⑤利用者が不在(留守)中は訪問できません。
- ⑥医療行為は出来ません。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

利用契約と同時に居宅介護等計画を作成し、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ①利用者の都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。
- ②当事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等、やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。
 - 利用者が施設等に入所した場合
 - 利用者が死亡した場合
- ④その他
 - 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者や家族などに対して社会的通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
 - 利用者が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払わない場合、または利用者や家族などが当事業所や訪問介護員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

6. 当事業所の運営方針

- (1) 事業所の訪問介護員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。

- (2) サービスの実施にあたっては、保険者及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

7. 第三者評価の実施状況

実施状況の有無 : 無

8. 緊急時及び事故発生時の対応方法

- (1) サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、利用者に対して応急処置、医療機関への搬送等必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合に備え、損害保険に加入し、速やかにその対応を行います。但し、事業者上好意、過失がない場合はこの限りにありません。
- (2) 発生した事故は記録に残し、保険者、担当計画作成担当者へ報告を行います。
- (3) サービス従業者全員で利用者のケアに努めますが、自傷行為をはじめ利用者の予測不可能な行為によって発生した事故、損害については責任を負えませんが、予めご了承下さい。
- (4) 利用者の責任によって当事業所が損害を被った場合、利用者及びその家族は連帯して当事業所に対し、その損害を賠償するものとします。

9. 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。
- ①虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催。
 - ②虐待防止のための指針を整備する。
 - ③訪問介護員に対し虐待防止のための研修会を定期的実施する。
 - ④虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - ⑤その他の虐待防止のために必要な設置。
- (2) 事業所は、サービス提供中に訪問介護員又は養護者（利用者の家族等現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに保険者に通報いたします。

10. 身体的拘束

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

11. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し本事業の継続的な実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(2) 事業所は、訪問介護員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するように努めます。

(3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12. 衛生管理等

(1) 事業所は、訪問介護員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。

(2) 事業所は、事業所において感染症の発生、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について訪問介護員に周知徹底を図る。
- ②事業所における感染症予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③事業所において、訪問介護員に対し、感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

13. サービス内容に関する苦情

(1) 居宅介護等に関する相談・苦情および居宅介護等計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を承ります。

(担 当) 苦情解決責任者：管 理 者 山 本 喜 一
苦情受付担当者：主任訪問介護員 塚 本 美由紀
(受付時間) 毎週月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時15分
(連絡先 電話 0956-82-2121)

- ①苦情解決担当者が苦情申し出の窓口として対応します。尚、相談にみえた利用者及びその家族のプライバシーと秘密の保持のため十分な配慮を行います。
- ②苦情受付担当者は苦情の内容及び苦情申立者の意向を確認、記録し、その内容を苦情解決責任者へ報告します。
- ③苦情解決責任者は、苦情の内容の報告を受け、その場で判断される事項について苦情申立者と協議し、解決を図ります。

(2) 当法人では、苦情解決第三者委員を選任し、「苦情解決委員会」において適切に苦情解決に努めます。尚、苦情解決第三者委員に直接苦情を申し出ることできます。

◎苦情解決第三者委員

識 者：山口 誠実（連絡先0956-82-4272）

識 者：田邊 悦子（連絡先0956-82-3858）

(3) 行政機関その他苦情受付機関

①川棚町役場住民福祉課 社会福祉係

(受付時間) 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
0956-59-5883

②東彼地区障がい者相談支援センター エール

(受付時間) 毎週月曜日～金曜日 午前9時00分～午後5時00分

0956-27-7272

14. 秘密保持に関する対応

サービス提供をするうえで知り得た利用者およびその家族に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。また、利用者または家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。

15. サービスの利用に關しての留意事項

- (1) 地震、台風、大雪等の自然災害発生時等において、訪問介護員の交通手段及び生命に危険が及ぶ事態が予測される場合は、サービスを中止させていただきます。
- (2) 感染症の発生を予防または感染のリスクを防ぐ為、入出時の手洗い、マスク、使い捨て手袋等を使用させていただく場合があります。
- (3) 下記の行為は、ハラスメントに該当する可能性があり、サービスを中止させていただきますことがありますので、ご理解・ご了承ください。

①暴力又は乱暴な言動、無理な要求

- 物を投げつける、刃物を向ける
- 怒鳴る、奇声、大声を発する
- 対象範囲外のサービスの強要

②セクシャルハラスメント

- サービス従業者の体を触る、手を握る
- 性的な言動 など